

## 東京支部学生功労賞選奨規程

平成 25 年 12 月 20 日 制定

平成 28 年 10 月 13 日 改正

平成 30 年 10 月 11 日 改正

1. 東京支部学生功労賞は、学生員の活動活性化に多大な貢献をなした功労者を本規程により表彰するものである。
2. 授賞機関、賞名  
電子情報通信学会東京支部 東京支部学生功労賞  
IEICE Tokyo Section Student Distinguished Service Award
3. 授賞対象者
  - (1) 本会学生員であること。
  - (2) 学生員の活動活性化に多大な貢献をなした功労者のうち、次の各号全てに該当する者。
    - (ア) 学生会運営委員として 1 期 1 年以上の任期を務めた者、又は学生ブランチにおいて 1 年以上活動を行った者。
    - (イ) 過去に本賞を受賞していないこと。
4. 東京支部学生会功労賞選考委員会の構成  
委員長は、学生会担当の支部委員（先任）があたる。  
委員は、支部運営委員会の教育機関（大学等）の運営委員で構成する。
5. 選考方法及び表彰
  - (1) 功労賞選考委員会にて、2 項に基づき受賞候補を選考し、東京支部長が決する。
  - (2) 本賞は、個人に与える賞とし、被表彰者は若干名（6 名以下を基準）とする。
  - (3) 毎年 3 月の学生会研究発表会終了後に、東京支部長が表彰を行う。
  - (4) 委員長は東京支部運営委員会において受賞者を報告する。
6. 賞状、賞金
  - (1) 被表彰者には賞状と賞金を授与する。
  - (2) 賞金は 1 件 1 万円とする。
7. この奨励方針は東京支部運営委員会の決議を経て変更することができる。

(附 則)

平成 28 年度実施から適用する。

平成 30 年 10 月 11 日の改正は改正日から適用する。